

2021年1月12日

各位

管理会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
(管理会社コード 15624)  
代表者名 代表取締役社長 猿田 隆  
問合せ先 商品管理部長 三島 克哉  
(TEL. 03-6205-1632)

株式会社日本証券クリアリング機構が導入するETFの設定・交換の  
決済に係る清算制度に対応するための投資信託約款の一部変更について

当社は、ETFの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (コード)

SMDAM 日経225上場投信 (1397)  
SMDAM 東証REIT指数上場投信 (1398)  
SMDAM トピックス上場投信 (2557)

2. 信託約款の変更の内容及び理由

株式会社日本証券クリアリング機構が2021年1月18日より導入するETFの設定・交換の決済に係る清算制度への対応を目的として、信託約款に所要の変更を行います。

上記変更に伴い、投資家の利便性向上の観点から、設定・交換の申込みから受付にかかる期間を短縮するとともに、設定・交換の申込み手続き時にかかる書面による通知を不要とする変更を行います。

変更内容の詳細につきましては、「新旧対照表」をご参照ください。

※上記は、東京証券取引所を通じた売買方法等を変更するものではありません。

3. 日程

2021年1月15日 信託約款変更の届出日  
2021年1月18日 信託約款変更の適用日

4. 変更に関する書面決議の期日および方法

今回の約款変更は当該投資信託の商品としての基本的な性格を変更させるものではなく、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

< 1 >

1. 対象ファンドと該当条項

[SMDAM 日経225上場投信 ] 第7条、第12条、第13条、第42条、第43条、付表

2. 変更内容 (約款の新旧対照表)

新	旧
<p><b>【当初の受益者】</b>            第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受付によって生じる株式および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p><b>【当初の受益者】</b>            第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p><b>【受益権の設定にかかる受託者の通知】</b>            第12条 [ 略 ]            ② 受託者は、追加信託にかかる株式（第13条第2項および第5項に規定する株式の評価額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該株式および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該株式および金銭についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p><b>【受益権の設定にかかる受託者の通知】</b>            第12条 [ 略 ]            ② 受託者は、追加信託にかかる株式（第13条第2項および第5項に規定する株式の評価額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>
<p><b>【受益権の申込単位および価額】</b>            第13条 [ 略 ]            ② [ 略 ]            ③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、<u>その申込みの日</u>（第3条の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として、取得にかかる</p>	<p><b>【受益権の申込単位および価額】</b>            第13条 [ 略 ]            ② [ 略 ]            ③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、<u>その申込みの翌営業日</u>（第3条の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として、取得にか</p>

一定口数（当該口数に受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込受付日におけるユニットの評価額に相当するものとして、委託者が定める口数をいいます。）の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

④～⑦ [ 略 ]

⑧ 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとし、次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとし、

⑨ [ 略 ]

⑩ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みにかかる株式および金銭の受渡または支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受け付けによって生じる株式および金銭の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と当該第一種金融商品取引業者（当該第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

⑪ [ 略 ]

かる一定口数（当該口数に受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込受付日におけるユニットの評価額に相当するものとして、委託者が定める口数をいいます。）の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

④～⑦ [ 略 ]

⑧ 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとし、次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとし、

⑨ [ 略 ]

⑩ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みにかかる株式および金銭の受渡または支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑪ [ 略 ]

<p><b>【交換請求】</b>  第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、  <u>その請求の日</u>を交換請求受付日として、交換請求にかかると一定口数（当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託者が対象指数に連動すると想定する、対象指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託者が定める口数をいい、以下「交換請求口数」といいます。）の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</p> <p>②～③ [ 略 ]</p> <p>④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。</u>当該抹消にかかる手続きおよび第43条第4項に掲げる交換株式にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項の規定に従って計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤～⑧ [ 略 ]</p> <p>⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。</p> <p>⑩～⑫ [ 略 ]</p>	<p><b>【交換請求】</b>  第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、  <u>その請求の翌営業日</u>を交換請求受付日として、交換請求にかかると一定口数（当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託者が対象指数に連動すると想定する、対象指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託者が定める口数をいい、以下「交換請求口数」といいます。）の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</p> <p>②～③ [ 略 ]</p> <p>④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第4項に掲げる交換株式にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項の規定に従って計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤～⑧ [ 略 ]</p> <p>⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。</p> <p>⑩～⑫ [ 略 ]</p>
<p><b>【交換の指図等】</b>  第43条 [ 略 ]  ②～③ [ 略 ]  ④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委</p>	<p><b>【交換の指図等】</b>  第43条 [ 略 ]  ②～③ [ 略 ]  ④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委</p>

<p>託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替の請求を行うものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第3項に掲げる交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第4項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替の請求を行うものとします。</u>受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ [ 略 ]</p>	<p>託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替の請求を行うものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ [ 略 ]</p>
<p style="text-align: center;">〔付表〕</p> <p>1. 信託約款第7条に規定する「別に定める金融商品取引清算機関」は下記のものとなります。</p> <p>・株式会社日本証券クリアリング機構</p>	<p>〔新設〕</p>

< 2 >

1. 対象ファンドと該当条項

[SMDAM 東証REIT指数上場投信] 第7条、第12条、第13条、第42条、第43条、付表

2. 変更内容 (約款の新旧対照表)

新	旧
<p><b>【当初の受益者】</b>  第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受付によって生じる不動産投資信託証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機</u></p>	<p><b>【当初の受益者】</b>  第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>

<p>関とします。</p>	
<p><b>【受益権の設定にかかる受託者の通知】</b>  第12条〔略〕  ② 受託者は、追加信託にかかる不動産投資信託証券（第13条第4項に規定する不動産投資信託証券の評価額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該不動産投資信託証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該不動産投資信託証券および金銭についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p><b>【受益権の設定にかかる受託者の通知】</b>  第12条〔略〕  ② 受託者は、追加信託にかかる不動産投資信託証券（第13条第4項に規定する不動産投資信託証券の評価額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>
<p><b>【受益権の申込単位および価額】</b>  第13条〔略〕  ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、<u>その申込みの日</u>（第3条の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として、取得にかかる一定口数（当該口数に受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込受付日におけるユニットの評価額に相当するものとして、委託者が定める口数をいいます。）の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。  ③～⑥〔略〕  ⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みにかかる不動産投資信託証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受け付けによって生じる不動産投資信託証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する</u></p>	<p><b>【受益権の申込単位および価額】</b>  第13条〔略〕  ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、<u>その申込みの翌営業日</u>（第3条の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として、取得にかかる一定口数（当該口数に受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込受付日におけるユニットの評価額に相当するものとして、委託者が定める口数をいいます。）の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。  ③～⑥〔略〕  ⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みにかかる不動産投資信託証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p>

<p>場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と当該第一種金融商品取引業者（当該第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</p> <p>⑧ [ 略 ]</p>	<p>⑧ [ 略 ]</p>
<p><b>【交換請求】</b>  第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>その請求の日を交換請求受付日として、交換請求にかかる一定口数（当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託者が対象指数に連動すると想定する、対象指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託者が定める口数をいい、以下「交換請求口数」といいます。）の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</u></p> <p>②～③ [ 略 ]</p> <p>④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。</u>当該抹消にかかる手続きおよび第43条第4項に掲げる交換不動産投資信託証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項の規定に従って計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤～⑩ [ 略 ]</p>	<p><b>【交換請求】</b>  第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>その請求の翌営業日</u>を交換請求受付日として、交換請求にかかる一定口数（当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託者が対象指数に連動すると想定する、対象指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託者が定める口数をいい、以下「交換請求口数」といいます。）の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</p> <p>②～③ [ 略 ]</p> <p>④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第4項に掲げる交換不動産投資信託証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項の規定に従って計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤～⑩ [ 略 ]</p>
<p><b>【交換の指図等】</b>  第43条 [ 略 ]</p>	<p><b>【交換の指図等】</b>  第43条 [ 略 ]</p>

<p>②～③ [ 略 ]</p> <p>④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券にかかる振替の請求を行うものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第3項に掲げる交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第4項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替の請求を行うものとします。</u>受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる不動産投資信託証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ [ 略 ]</p>	<p>②～③ [ 略 ]</p> <p>④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券にかかる振替の請求を行うものとします。受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる不動産投資信託証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ [ 略 ]</p>
<p style="text-align: center;">〔付表〕</p> <p>1. <u>信託約款第7条に規定する「別に定める金融商品取引清算機関」</u>は下記のものとし、</p> <p>・株式会社日本証券クリアリング機構</p>	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>

< 3 >

1. 対象ファンドと該当条項

[ SMDAM トピックス上場投信 ] 第7条、第12条、第13条、第42条、第43条、付表

2. 変更内容 (約款の新旧対照表)

新	旧
<p><b>【当初の受益者】</b>  第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関</u> (金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。</p>	<p><b>【当初の受益者】</b>  第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>

<p>す。)の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	
<p><b>【受益権の設定にかかる受託者の通知】</b> 第12条 [ 略 ]</p> <p>② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券(第13条第2項および第5項に規定する株式の評価額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券および金銭についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>	<p><b>【受益権の設定にかかる受託者の通知】</b> 第12条 [ 略 ]</p> <p>② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券(第13条第2項および第5項に規定する株式の評価額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>
<p><b>【受益権の申込単位および価額】</b> 第13条 [ 略 ]</p> <p>② [ 略 ]</p> <p>③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、その申込みの日(第3条の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を取得申込受付日として、取得にかかる一定口数(当該口数に受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込受付日におけるユニットの評価額に相当するものとして、委託者が定める口数をいいます。)の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>④～⑦ [ 略 ]</p> <p>⑧ 取得申込者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行うときを含むもの)とします。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。</p>	<p><b>【受益権の申込単位および価額】</b> 第13条 [ 略 ]</p> <p>② [ 略 ]</p> <p>③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、その申込みの翌営業日(第3条の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。)を取得申込受付日として、取得にかかる一定口数(当該口数に受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込受付日におけるユニットの評価額に相当するものとして、委託者が定める口数をいいます。)の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>④～⑦ [ 略 ]</p> <p>⑧ 取得申込者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行うときを含むもの)とします。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。</p>

<p>⑨ [ 略 ]</p> <p>⑩ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、<u>第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受け付けによって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と当該第一種金融商品取引業者（当該第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑪ [ 略 ]</p>	<p>⑨ [ 略 ]</p> <p>⑩ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑪ [ 略 ]</p>
<p><b>【交換請求】</b></p> <p>第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>その請求の日を交換請求受付日として、交換請求にかかる一定口数（当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託者が対象指数に連動すると想定する、対象指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託者が定める口数をいい、以下「交換請求口数」といいます。）の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</u></p> <p>②～③ [ 略 ]</p> <p>④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業</p>	<p><b>【交換請求】</b></p> <p>第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>その請求の翌営業日</u>を交換請求受付日として、交換請求にかかる一定口数（当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託者が対象指数に連動すると想定する、対象指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託者が定める口数をいい、以下「交換請求口数」といいます。）の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</p> <p>②～③ [ 略 ]</p> <p>④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業</p>

<p>者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。</u>当該抹消にかかる手続きおよび第43条第4項に掲げる交換株式にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項の規定に従って計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤～⑧ [ 略 ]</p> <p>⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。</p> <p>⑩～⑫ [ 略 ]</p>	<p>者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第4項に掲げる交換株式にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項の規定に従って計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤～⑧ [ 略 ]</p> <p>⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。</p> <p>⑩～⑫ [ 略 ]</p>
<p><b>【交換の指図等】</b>  第43条 [ 略 ]  ②～③ [ 略 ]</p> <p>④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替の請求を行うものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第3項に掲げる交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第4項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替の請求を行うものとします。</u>受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1</p>	<p><b>【交換の指図等】</b>  第43条 [ 略 ]  ②～③ [ 略 ]</p> <p>④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替の請求を行うものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。</p>

<p>項の交換の請求を行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ [ 略 ]</p>	<p>⑤ [ 略 ]</p>
<p style="text-align: center;"><u>[付表]</u></p> <p>1. <u>信託約款第7条に規定する「別に定める金融商品取引清算機関」は下記のものとしします。</u></p> <p>・ <u>株式会社日本証券クリアリング機構</u></p>	<p>[新 設]</p>

以上